

七
払
込
金
額

行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競加場

二 八
行争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競加場

口
札非
発競
行争
入

六
イ
発
入
札
行
額

でた条特 二付一 行平 二付一 行平 七て基 法九 金し 二債 う 億 額
千利第別 百国項の成 十国項の成 千はづ 律十 額た条 のち 円面
四付一 八債の特 五債の特 八`き 第六万 一付一 行平 ` 金額
百国債の 十三に規定に 十に規定に 百額発行 十`二 国項の 成二 一兆
三十六 億円 て、づ 額き 法ける 面金額 で 一兆
億円 て、づ 額き 法ける 面金額 八千 八百
額き 法ける 面金額 十 四
面金額 法ける 面金額 十 四
額き 法ける 面金額 十 三

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価
込 利 発 競 加 場 び 札 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年 ○ ・ 七 パーセント
は、払込金額に加え、次の算式
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7 \times 1}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合に
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受けた金額を
の税率を乗じた金額を控除
することができ。

十四 初期利子

平成二十一年三月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月十五日及び九月十五
日を支払い期とし、各支払い
期に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十二年九月十五日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十年九月十六日